

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日は、その翌日)  
当日は、その翌日

## 目次

### ◇告 示

- 字の区域の変更等
- 一部事務組合の公平委員会の事務の受託
- 保険医の登録
- 国民健康保険医として登録があつたものとみなされるもの
- 結核予防法による医療機関の指定
- 被爆者一般疾病医療機関の指定
- 土地改良事業計画の適否の決定
- 解除予定の保安林(二件)
- 基本測量の実施

## 告 示

### 鳥取県告示第四百二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定

に基づき、国府町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、昭和五十五年五月十五日からその効力を生ずる。

昭和五十五年五月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

|             |   |
|-------------|---|
| 区域を変更する字の名称 | 同上の区域(昭和五十四年十一月三十日現在の地番による。)  |
| 大字系谷字中津塔    | 大字系谷字中津塔の全域、大字系谷字越前の全域、大字系谷字下鯛かけ一六の四、大字系谷字竹ヶ鼻七二の四、大字系谷字下前田一九五の一及びこれと一体をなす国有地の一部、大字系谷字沓町田二〇九の一並びに大字系谷字見中二二六、二一九の二、二一九の三、二一九の五及びこれらと一体をなす国有地の一部 |
| 大字系谷字下鯛かけ   | 大字系谷字下鯛かけのうち一六の四以外の区域   |
| 大字系谷字竹ヶ鼻    | 大字系谷字竹ヶ鼻のうち七二の四以外の区域  |
| 大字系谷字下前田    | 大字系谷字下前田のうち一九五の一及びこれと一体をなす国有地の一部以外の区域   |
| 大字系谷字沓町田    | 大字系谷字沓町田のうち二〇九の一以外の区域   |
| 大字系谷字見中     | 大字系谷字見中のうち二一六、二一九の二、二一九の三、二一九の五及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域   |

廃止する字の名称

大字糸谷字越前

鳥取県告示第四百三三号

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第七条第四項の規定に基づき、次の規約により西伯町ほか二か町清掃施設管理組合の公平委員会の事務の委託を受けたので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第三項において準用する同法第二百五十二条の二第二項の規定により告示する。

昭和五十五年五月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

西伯町ほか二か町清掃施設管理組合と鳥取県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

（公平委員会の事務の委託）

第一条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第七条第四項の規定に基づき、西伯町ほか二か町清掃施設管理組合（以下「甲」という。）は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を鳥取県（以下「乙」という。）に委託する。

（経費）

第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、

その費用は、甲が負担するものとする。

（その他必要な事項）

第三条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

附則

この規約は、昭和五十五年四月一日から施行する。

鳥取県告示第四百四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十五年五月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

| 氏名    | 登録の記号及び番号 | 登録の年月日      |
|-------|-----------|-------------|
| 佐伯 容子 | 鳥医第二、四五六号 | 昭和五十五年四月八日  |
| 西本 明  | 鳥医第二、四五七号 | 昭和五十五年四月九日  |
| 荒賀 茂  | 鳥医第二、四五八号 | 昭和五十五年四月十一日 |

鳥取県告示第四百五号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年五月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

|         |            |            |
|---------|------------|------------|
| 氏 名     | 登録の記号及び番号  | 登録の年月日     |
| 崎 長 靖 生 | 鳥国医第二、四五五号 | 昭和五十五年三月七日 |

鳥取県告示第四百六号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和五十五年五月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

|            |               |               |
|------------|---------------|---------------|
| 指定年月日      | 医療機関名         | 所 在 地         |
| 昭和五十五年五月一日 | 医療法人米子内科クリニック | 米子市加茂町一丁目一六番地 |

鳥取県告示第四百七号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四十一号)第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則(昭和三十二年厚生省令第八号)第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十五年五月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

|            |         |              |
|------------|---------|--------------|
| 指定年月日      | 名 称     | 所 在 地        |
| 昭和五十五年五月二日 | 吉 田 薬 局 | 米子市両三柳四四八五―七 |

鳥取県告示第四百八号

昭和五十五年四月七日付けで若桜町から申請のあつた土地改良(野地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年五月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間

昭和五十五年五月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

若桜町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百九号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十五年五月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

倉吉市福本字堤谷奥四九一の三

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第四百十号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十五年五月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡江府町大字俣野字篠谷山一の二、字ムクロ谷七二の一、字足谷奥六四三の二、字岩谷下モ平九三二の一、九三二の二、九三二の一九、九三一の三一、九三一の三二、字岩谷下モ平上ミ九四四、字岩谷山九四五の一七、九四五の一八、字カンド平一〇六二（以上十二筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

発電事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び江府町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百十一号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十五年五月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 作業種類 基本測量（精密測地網一次基準点測量）

二 作業期間 昭和五十五年五月七日から昭和五十六年三月十日まで

三 作業地域 日南町

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月千円（送料を含む。）】